

令和4年1月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年1月21日（金曜日）午後1時29分～午後1時47分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 訴訟の判決について
- (2) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立筒井小学校校舎等改築工事)
- (3) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事)
- (4) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事)
- (5) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立西中学校既存校舎解体工事)

○出席委員

委員長	大矢保	委員	山脇智
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山新	選挙管理委員会事務局長	山谷直大
総務部理事	成田智	監査委員事務局長	太田綾子
企画部長	織田知裕	総務部次長	佐藤秀彦
企画部理事	佐々木淳	総務部参事	三上智幸
税務部長	川村敬貴	総務課長	竹内巧
浪岡振興部長	三浦大延	教育委員会事務局総務課副参事	鹿内春樹
会計管理者	柿崎哲男	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村結衣	議事調査課主事	柿崎良輔
議事調査課主事	笹田貴子		

○大矢保委員長 ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは早速、本日の案件に入ります。

初めに、「訴訟の判決について」総務部長より報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年9月9日に開催の総務企画常任委員会において御審議いただき、御議決をいただきました訴えの提起に係る判決言渡しが、去る12月22日にありました。委員の皆様には、同日中に、その概要についてタブレット配信させていただきましたが、改めて、その内容について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

1の訴訟の概要につきましては、被告である合同会社が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から一部納付はあるものの長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払請求について訴えの提起をしたものであります。

2の訴訟の経過につきましては、令和3年第3回市議会定例会において訴えの提起の議案が可決されましたことから、令和3年10月22日に青森地方裁判所へ提訴し、同年12月15日に第1回口頭弁論がありましたが、被告は出頭せず、答弁書の提出もなかったことから、同年12月22日に、原告勝訴の判決が言い渡されたところであります。

その判決の内容につきましては、3の判決の内容にありますとおり、被告は市に対し、令和3年9月分までの未払賃料2932万3857円、令和3年10月22日までの遅延損害金437万7194円、令和3年10月23日以降に発生する遅延損害金を支払うことなどが命じられたものであります。

判決言渡し後、被告が控訴しなかったことから、昨日1月20日に判決が確定いたしました。

当該訴訟の判決では、市の主張が認められたところであり、今後は、法的手続に遺漏がないよう、弁護士と相談しながら、債権回収に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について何か御質疑ありますか。木下委員。

○木下靖委員 この判決は判決としていいんですが、今、部長が言われた債権回収の手続に移るということで、回収の見通しというのは、正直、どうなんでしょうか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、債権につきましては、今後、法的手続に遺漏がないよう、弁護士と相談しながら、できる限りの債権回収に努めてまいりたいというように考えております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それと併せて、この被告には、市が、地代の支払いというのをこれ

までもしていたと思うんですが、それについては、どういうふうな扱いになるんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 地代の支払いにつきましては、継続して行われます。あくまでも今回の裁判の相手方とは別人格という形になりますので、そこは、支払わざるを得ないものと考えております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうですね、今回の被告は合同会社ということで、別人格ということで、それはそれ、これはこれということで進めていくということですね。分かりました。

○大矢保委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）」から「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」までの3件については、関連がありますので、一括して報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明申し上げます。

このたび、令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立筒井小学校校舎等改築工事、同小学校校舎等改築電気設備工事、同小学校校舎等改築空調設備工事の3件につきまして、契約の変更が必要となる事案が生じたことから、あらかじめ御説明申し上げるものであります。

こちらは、工事名及び変更予定額以外の変更内容が共通しておりますので、一括して御説明申し上げます。

変更内容につきましては、青森市立筒井小学校校舎等改築工事の資料に基づいて御説明いたしますので、報告事項（2）の資料01-02を御覧ください。

変更内容であります。国におきましては、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価が従前の労務単価に比して全国平均で1.2%上昇したことを受け、予定価格の積算に旧労務単価を適用して令和3年3月1日以降に契約を締結した工事については、新労務単価に基づく請負代金額の変更をすることができる特例措置を実施したところであり、本市においても、これに準じた特例措置を令和3年4月12日付で実施することとし、業者等に周知していたところであります。

このたび、筒井小学校校舎等の改築に係る3件の工事につきまして、相手方からそれぞれ請負代金額の変更協議の請求があり、協議の結果、増額変更を行おうとするものであります。

青森市立筒井小学校校舎等改築工事の変更予定額についてですが、今回の変更

より増額となります。金額は210万1000円で、変更前の契約金額24億7500万円の0.08%の増額となります。

次に、報告事項（3）の資料01-03を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事の変更予定額につきましては132万9900円で、変更前の契約金額2億3154万100円の0.57%の増額となります。

次に、報告事項（4）の資料01-04を御覧ください。

青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事の変更予定額については70万4000円で、変更前の契約金額2億6186万6000円の0.27%の増額となります。

これら3件の工事とも、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結を行うこととなります。

変更契約予定につきましては、国、県及び市でそれぞれ定めている、いわゆる設計変更ガイドラインによる取扱いに準じ、年度末に変更契約することとし、来月中にその締結を予定しているものであります。専決処分を行った際は、改めて御報告させていただきます。

なお、これら3件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局におきましても、文教経済常任委員協議会で報告しております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について御質疑・御意見ありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 変更内容の下から2行目に、このたび、相手方から協議の請求がありと。この文章を見ると、割と最近、相手方から言われたというふうに読めるんですが、そのこのところ、令和3年4月12日付で実施することにしたんだが、年度末ぎりぎりになった、この、やりとりのところを教えていただければと思います。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 お答えいたします。

今、御説明いたしましたけれども、本市においては、特例措置を令和3年4月12日付で実施することということで周知しております。それを受けて、各事業者が必要な書類等を作成するに当たって、今に至ったというような形になっております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 周知はしたけれども、それなりに準備に時間がかかってこれぐらいになったということなんですね。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 これは相手方からの申請となりますので、市としてどうのこうのというところは、今、議員のお尋ねの部分についてはちょっとお答えしかねるものですけれども、いずれにしても、令和3年4月12日の市からの通知に基づいて、

業者側から提案があったというような形になっております。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 これでは最後にしますが、下に囲みの資料があって、真ん中の、特例措置について、青森市通知文書抜粋。つまり、通知というのは、どこに対して出されたものなのか教えてください。

○大矢保委員長 分かりますか。総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 担当課。

○三上智幸総務部参事 契約課の三上といいます。

この通知につきましては、令和3年4月12日に建設工事業者各位ということで通知を発出しております。

以上でございます。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 いいですか。ほかにありますか。山崎委員。

○山崎翔一委員 現在、原材料が不足しているというところで、工期の変更はありませんでしょうか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 お答えいたします。

教育委員会事務局の担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 担当課。

○鹿内春樹教育委員会事務局総務課副参事 教育委員会事務局総務課です。

現時点では、工期の変更等はありません。

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」について、総務部長より報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 変更契約の締結及び専決処分の予定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

このたび、令和3年第2回定例会において御議決をいただきました青森市立西中学校既存校舎解体工事について、契約の変更が必要となる事案が生じたことから、あらかじめ御説明申し上げるものであります。

資料の2、変更内容であります。地中のコンクリート製杭の杭長——杭の長さです——が設計より長かったことにより増工が必要となること、及び、撤去する地中の集水槽設備の深さが設計より深かったため、周囲の地盤が崩れないよう山留め壁を増設する必要があることから増額変更を行おうとするものです。

変更内容の内訳につきましては、資料別紙を御覧ください。

増額の内容や金額については記載のとおりとなっております、各項目の変更予定金額を合計した1078万円が増額となるものであります。

資料の1枚目に戻っていただき、資料の3、変更予定額についてであります、今回の変更により増額となります金額は、ただいま資料別紙で御説明申し上げましたとおり1078万円で、変更前の契約金額3億6267万円の2.97%の増額となります。

これは、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定をいただいております変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結を行うこととなります。

資料の4、変更契約予定につきましては、国、県及び市でそれぞれ定めております、いわゆる設計変更ガイドラインによる取扱いに準じ、工期末に変更契約することとし、来月中にその締結を予定しているものであります。専決処分を行った際は、改めて御報告させていただきます。

なお、本案件につきましては、学校施設を所管する教育委員会事務局においても文教経済常任委員協議会で報告しております。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について御意見ありますか。木下委員。

○木下靖委員 杭の長さが長かったので、増えたというところは分かるんですが、この変更内容の内訳についてというところで、アスベスト除去工事というのがなくなっているんですけども、これはどういった理由によるものですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 教育委員会事務局の担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 教育委員会事務局。

○鹿内春樹教育委員会事務局総務課副参事 このアスベストの除去工事といいますが、アスベストを含みました成形板の撤去なんです、その成形板が想定したよりも量が少なかったというところでありまして。

以上でございます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 すみません、成形板というのはどういうものですか。

○大矢保委員長 教育委員会事務局。

○鹿内春樹教育委員会事務局総務課副参事 教育委員会事務局総務課です。

例えば、この天井に使われているような、石膏ボードとか、ケイ酸カルシウム板とか、そういう、工場で固めたボードのことです。

以上でございます。

〔木下靖委員「分かりました」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

この際、理事者から報告事項等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員のみなさんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 以上をもって、本日の案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)